

経済法 第9回 06/13

担当 中川晶比兒

I 公取委による企業結合審査の手順

【企業結合審査(独禁法に違反するか否かの判断)の手順】

- ①企業結合審査の対象となるか否かの判断(結合関係の形成維持強化)
- ②結合関係が形成される当事会社(グループ)同士の関係を特定(水平・垂直・混合)
- ③一定の取引分野の画定
- ④競争の実質的制限の判定(一定の取引分野ごとに、水平・垂直・混合の全てについて)
- ⑤問題解消措置の検討

※ ②の段階で一定の取引分野(商品市場)の暫定的な特定は行われており、③で一定の取引分野の外延に関する厳密かつ最終的な結論を出す。最終的な法的結論(競争を実質的に制限するか否か)が出るまでの中途段階では、②～④の間で往復する(前に戻る)こともある。

【審査手順の詳細な説明】

[1] 「企業結合審査の対象となるか否かの判断」

[1-1] 企業結合規制は、「複数の企業が株式保有、合併等により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係(以下「結合関係」という。)が形成・維持・強化されることにより、…一定の取引分野における競争に何らかの影響を及ぼすことに着目して規制しようとするものである。」¹

※ 結合関係の形成・維持・強化＝企業結合(株式保有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転、事業譲受け等)によって、当事会社の事業上の意思決定²が統一的に(相互調整の下に)できるようになること。

※ 当事会社の事業上の意思決定が統一的になされることが明白なのは、合併及び事業譲渡の場合である(意思決定が一体化するため)。株式保有についても、対象会社の事業上の意思決定が、取得会社と統一的にできるようになる場合に、結合関係の形成・維持・強化があるとされている。

	事前届出の対象 ³	結合関係の形成・維持・強化がある場合 ⁴
株式所有会社(取得会社)の 株式発行会社(対象会社)に対する [単体での、または企業結合集団を通じた] 議決権保有比率	50%超	50%超
	20%超	20%超でかつ 単独首位

[1-2] 結合関係が形成・維持・強化されない場合

①「複数の企業間で株式保有又は役員兼任が行われても、当該複数の企業が引き続き独立の競争単位として事業活動を行うとみられる場合」⁵。たとえば、取得会社の議決権保有比率が 10%以下又は議決権保有比率の順位が第 4 位以下のとき⁶や、代表権のない者のみによる役員の兼任(独禁法 13 条及び 2 条 3 項を参照)で、各当事会社

¹ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 1(平成 16 年 5 月 31 日)。企業結合規制の情報は[こちら](#)。

² 取引価格・数量や研究開発・設備投資の水準といった競争的な意思決定のこと。

³ 独禁法 10 条 2 項、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令 16 条 3 項。同施行令が定める国内売上高は、取得会社が 200 億円、発行会社が 50 億円であるから、両者がこれらの金額を上回る場合に、届出義務が生じる。

⁴ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 1 の 1(1)ア。後述[1-3]も参照。

⁵ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 1。

⁶ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 1 の 1(1)イ。この場合は取得会社単体の保有比率を見ているが、「実務上は、…企業結合集団議決権保有比率も参照しつつ判断することとなる」とされる。深町正徳編著『企業結合ガイドライン(第 2 版)』38 頁(商事法務、2021

いずれにおいても、役員総数に占める他の当事会社の役員・従業員の割合が10%以下である場合⁷。

②全ての当事会社が同一の企業結合集団に属する場合。⁸

※ 独禁法上、企業結合集団に属するか否かを定める親子会社関係は、議決権の過半数を有するか否か(独禁法10条6項)及び「財務及び事業の方針の決定を支配している」か否か([私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則](#)2条の9)によって定まる。同じ企業結合集団に属する会社は、既に結合関係が形成されているため、それらの間の企業結合については結合関係の維持・強化も問わないという立場。

[1-3] 事前届出がなくても審査される場合

①株式所有会社(取得会社)の議決権保有比率が10%超20%以下で、保有比率の順位・格差、当事会社間の取引関係・提携関係・役員兼任等を考慮して結合関係の形成維持強化が認められる場合⁹

②被買収会社の国内売上高のみが届出基準を満たさないが、買収対価の総額が大きく、国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合¹⁰

[2] 事業上の意思決定を統一的にできるようになる当事会社(結合関係が形成される企業)同士が、事業においてどのような関係にあるのかを特定する。

[2-1] 水平・垂直・混合

企業結合によって、事業上の意思決定が、当事会社間で統一的に(相互調整の下に)できるようになったとしても、当事会社が事業上競争関係に立つのか、取引関係に立つのか、それ以外の関係なのかによって、競争に与える影響の仕方(値上げが起こるメカニズム)が異なってくる。

①水平型企业結合(horizontal mergers):同一事業(同一商品役務の取引)において競争関係にある企業間の企業結合。弊害が起こるのは一つの市場。

②垂直型企业結合(vertical mergers):同一商品役務に関して企業同士が取引関係(売り手と買い手の関係)に立つこととなる¹¹(川上部門と川下部門を持つこととなる)企業結合。弊害を検討するのは川上市場と川下市場の両方。川下方向への前方統合(forward integration)と、川上方向への後方統合(backward integration)に分けられる。

③混合型企業結合(conglomerate mergers):企業同士が競争関係になく、かつ取引関係に立つことにもならない企業結合。お互いに関連する商品役務を扱う企業間の企業結合(例:PC・スマホ用CPUとセキュリティーソフト、医療用診断装置と造影剤など)や、「異業種に属する会社間の合併、一定の取引分野の地理的範囲を異にする会社間の株式保有など」¹²。やはり複数市場での弊害を検討する。

年)。

⁷ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第1の2(4)ア(ア)。

⁸ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第1の1(4)イ、第1の3(3)イなど。

⁹ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第1の1(1)イ。

¹⁰ 「実質的に買収される会社(以下「被買収会社」という。)の国内売上高等に係る金額のみが届出基準を満たさないために届出を要しない企業結合計画(以下「届出不要企業結合計画」という。)のうち、買収に係る対価の総額…が大きく、かつ、国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合には、競争に与える影響について精査するため、当委員会は当該届出不要企業結合を計画している当事会社に対し別添の資料等の提出を求め、企業結合審査を行う。」「[企業結合審査の手続に関する対応方針](#)」6(2)(平成23年6月14日)。令和元年12月17日改定により追加された。買収に係る対価の総額が400億円を超えると見込まれ、かつ被買収会社が国内に事業拠点・研究開発拠点を持つかまたは国内で取引活動を行っている場合が想定されている。

¹¹ 実際に当事会社グループが取引する必要はなく、一般的に売り手と買い手の関係にあればよい。

¹² 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第3の2。

[2-2] horizontal mergers の規制に重点

「水平型企業結合は、一定の取引分野における競争単位の数減少させるので、競争に与える影響が最も直接的であり、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる¹³可能性は、垂直型企業結合や混合型企業結合に比べ高い。これに対し、垂直型企業結合及び混合型企業結合は、一定の取引分野における競争単位の数減少させないので、水平型企業結合に比べて競争に与える影響は小さくなく、一定の場合を除き、通常、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは考えられない。」¹⁴

※ 競争単位の数減少とは、事業上の意思決定を統一的にできることにより、意思決定主体の数が(少なくとも)1つ減るという趣旨。

[2-3] 事業上の意思決定を統一的にできるようになるのは、届出された企業結合そのものの当事会社だけでなく、当事会社と同じ企業結合集団に属するグループ企業も含まれる。

《具体例》損保ジャパン日本興亜ホールディングス(株)による(株)メッセージの株式取得(H27 事例 11)¹⁵

SOMPO ケアネクスト(「ワタミの介護株式会社」を完全子会社化して介護事業を営む)を傘下に持つ SOMPO ホールディングスが、介護事業を営むメッセージの議決権の過半数を取得する計画。¹⁶

※ 従って、厳密には「企業結合当事会社」だけでなく、「企業結合当事会社」の企業結合集団に属するグループ企業も加えた企業同士が、水平・垂直・混合のいずれの関係にあるのかを見ることになる。¹⁷

[2-4] 結合関係と競争の実質的制限とを連関させる概念:「当事会社グループ」

企業結合ガイドラインは、当事会社グループを「当該企業結合により結合関係が形成・維持・強化されることとなるすべての会社」と定義している¹⁸。そして、「当事会社グループが当該商品の価格等のある程度自由に左右することができる状態」となる場合に、競争を実質的に制限することとなると結論付ける。

※ すなわち、「当事会社グループ」は、競争制限及び値上げができるかどうか(一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかどうか)を問われる企業のことであり、そこには事業上の意思決定を統一的にできるようになる全企業が含まれる。¹⁹

※ 【「当事会社グループ」の概念図】

(例 1) 結合当事会社の間でのみ結合関係の形成が認められる場合

当事会社 グループ	企業結合当事会社 A
	企業結合当事会社 B

¹³ 「こととなる」とは、企業結合により、競争の実質的制限が…容易に現出し得る…ことで足りるとする蓋然性を意味するものである。」「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第3の1(2)。

¹⁴ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第3の2。

¹⁵ 「平成27年度における主要な企業結合事例について」として公取委ホームページに公表されている。過去の事例については[こちら](#)。

¹⁶ 2016年3月7日にSOMPOホールディングスが91.13%を取得し、2016年12月16日に完全子会社化(2017年1月16日に上場廃止)。

¹⁷ さらに厳密にいうと、当事会社が届出段階で既に株式を保有している持分法適用会社(関連会社)や、当事会社が20%を下回る株式を保有する会社などが、当事会社と事業上の意思決定を統一的に行っている(と判断される)場合には、これらのグループ企業もまた、当事会社グループに含む。企業結合ガイドラインでは、これらの会社を「既に結合関係が形成されている会社」と表現する。

¹⁸ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第2冒頭。従って、事業上の意思決定を統一的にできるようにならないグループ企業は「当事会社グループ」から除外されることになる。

¹⁹ 結合関係が形成される当事会社グループに属する企業は、市場シェアを合算されることが、法的帰結としては重要である。中川晶比兒「販売アライアンス・少数株式取得と独占禁止法」NBL1090号84頁(2017年)。

(例2) 持株会社による競合企業の子会社化

当事会社 グループ	企業結合当事会社 A
	A の子会社 a
	企業結合当事会社 B

←A が、B との関係で競合する事業をしておらず、B と取引関係にもなく、B の事業と関連する商品役務を扱ってもしない場合には、シェアが算定できるのは a と B のみ。

(例3) 当事会社とそのグループ会社が競合している場合

当事会社 グループ	企業結合当事会社 A
	A のグループ会社 a
	企業結合当事会社 B
	B のグループ会社 b

←同じ商品役務市場で 4 社が競合している場合には、当事会社グループのシェア = $A+a+B+b$

[3] 一定の取引分野の画定市場画定 (market definition/delineation) ともいう

[3-1] 「一定の取引分野は企業結合を禁止するための要件として法定されている以上、少なくとも企業結合を禁止する場合には必ず画定されなければならない。」²⁰「当事会社グループが多岐にわたる事業を行っている場合には、それらの事業すべてについて、取引の対象となる商品の範囲及び地理的範囲をそれぞれ画定していくこととなる。」²¹

21

[3-2] 市場画定は、シェア算定の前提

①「企業結合審査では、企業結合後の当事会社グループの市場シェアには、「競争を実質的に制限することとなる」蓋然性の高さの 1 つの目安としての意味があり、その裏返しとして、競争者の市場シェアには、競争圧力の強さの 1 つの目安としての意味がある。」²²

②「市場シェアは、原則として、「一定の取引分野における商品の販売数量…に占める各事業者の商品の販売数量の百分比」により算出されるため、…市場シェアは、一定の取引分野の画定により算出可能になる。」²³

「ただし、当該商品にかなりの価格差がみられ、かつ、価額で供給実績等を算定するという慣行が定着していると認められる場合など、数量によることが適当でない場合には、販売金額により市場シェアを算出する。」²⁴

「各事業者の生産能力シェア、輸出比率又は自己消費のウェイトについても、需要に対応して余剰生産能力、輸出分又は自己消費分を直ちに国内市場における販売に回し、その市場シェアを拡大することができると認められる場合があるので、必要に応じてこれらの点も考慮に入れる。」²⁵

²⁰ 深町正徳編著『企業結合ガイドライン〔第2版〕』91頁(商事法務、2021年)。

²¹ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第2の1。

²² 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』59頁(商事法務、2014年)。

²³ 深町正徳編著『企業結合ガイドライン〔第2版〕』73頁(商事法務、2021年)。

²⁴ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の1(3)(注6)。

²⁵ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の1(3)(注6)。

[4] 競争の実質的制限

[4-1] HHI によるセーフハーバー基準

①企業結合後の HHI ($= \sum_{i=1}^n s_i^2$) (ここで s_i は、全企業の市場シェアを%表示したもの) 及び企業結合後の当事会社グループの市場シェアを基準として、以下の場合には競争の実質的制限が認められない。

水平型企業結合 ²⁶	垂直型企業結合・混合型企業結合 ²⁷
HHI ≤ 1500	当事会社グループの市場シェア $\leq 10\%$
$1500 < \text{HHI} \leq 2500$ かつ $\Delta \text{HHI} \leq 250$	HHI ≤ 2500 かつ 当事会社グループの市場シェア $\leq 25\%$
$2500 < \text{HHI}$ かつ $\Delta \text{HHI} \leq 150$	

なお、 $\Delta \text{HHI} = (s_1 + s_2)^2 - (s_1^2 + s_2^2) = 2s_1s_2$

②ただし、水平・垂直・混合のいずれにおいても、「当該当事会社が競争上重要なデータや知的財産権等の資産を有するなど、市場シェアに反映されない高い潜在的競争力を有しているような場合」には、セーフハーバー基準に該当しても、競争を実質的に制限することとなるかどうかの「検討が必要となることがある。」²⁸

※ 大企業が、スタートアップ企業の持つ技術や研究開発のシーズを買収した後にその技術開発をやめること(自分の競争上の優位を維持するためだけの killer acquisitions²⁹) が規制の網を逃れているのではないかと懸念から追加された。

[4-2] 競争を実質的に制限することとなる場合の論じ方

1 当事会社グループが値上げできるシナリオ (いずれかのメカニズム) が妥当する	水平 $\Rightarrow$ [4-3A] 垂直 $\Rightarrow$ [4-3B] 混合 $\Rightarrow$ [4-3C]
2 当事会社グループの値上げを抑制する 競争圧力が不十分	競争者(シェアあり)の供給余力が不十分 輸入圧力が不十分 参入圧力がない 隣接市場からの競争圧力が働いていない 需要者からの競争圧力が働いていない[4-4]
3 当事会社グループが値上げしないことを 裏付ける事情がない	当事会社の一方が退出目前[4-5] 当事会社の効率性改善[4-6]

[4-3A] 水平型企業結合によって競争が実質的に制限されることとなる 3 つのシナリオ³⁰

①従来競争関係にあった A と B が、企業結合によって事業上の意思決定を統一的にできるようになると、当事会社グループ全体での利潤をより大きくするために、事業の再編が行われる。例えば生産効率の悪い工場を閉鎖して、拠点を集約するなど。これにより、企業結合前であれば、マージン(利潤)が低くても供給していた当事会社の一方

²⁶ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 4 の 1(3)。

²⁷ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 5 の 1(2)、第 6 の 1(2)。

²⁸ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 4 の 1(3)(注 5)。

²⁹ 「一方当事会社がある財・サービス(以下「 α 」という。)を市場に供給しており、他方当事会社が α と競争する財・サービス(以下「 β 」という。)の研究開発を行っている場合において、...他方当事会社の β が当該市場に供給された後に、一方当事会社の α と競争する程度が高いと見込まれるときには、...企業結合により他方当事会社の研究開発の意欲が減退する可能性」が高い。「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 4 の 2(1)カ。

³⁰ ①②は「単独行動による競争の実質的制限」であり、③は「協調的行動による競争の実質的制限」である。

が、供給をやめることに等しくなる。そうすると、企業結合前と比べて、AとBが供給する合計量は減少するから、市場全体の供給量も減少し³¹、市場価格は上昇する。当事会社グループとしては供給量が減少するものの、価格及びマージンは上昇しているため、利潤は増える。従って、企業結合後に値上げすることが予想される。

②従来競争関係にあったAとBの製品が、当該商品市場において、最も競合関係の高い選択肢(比較対象として最も先に名前の挙がるブランド同士)である場合を考える。AとBの両ブランドを傘下に収めた当事会社グループは、ブランドAを値上げしたときに、それを嫌った顧客のうち相当数の顧客がBブランドに切り替えることを予測できるならば、値上げによって両ブランドの合計での利潤を増やすことができる。このような場合には、当事会社グループが企業結合後に値上げすることが予想される。

③従来競争関係にあったAとBが、企業結合によって事業上の意思決定を統一的にできるようになると、当事会社グループとアウトサイダーの双方にとって利益となるような値上げを、実行しやすくなる場合が考えられる。アウトサイダーも値上げすると考えられるとき、当事会社グループが企業結合後に値上げすることが予想される。

[4-3B] 垂直型企業結合によって競争が実質的に制限されることとなる場合(代表的なシナリオのみ)

「垂直型企業結合後、当事会社が当事会社グループ間でのみ取引を行い、事実上、他の事業者の取引の機会が奪われることなどにより、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる場合がある。その結果、当事会社グループが当該商品の価格等をある程度自由に左右することができる状態が容易に現出し得るような場合、垂直型企業結合は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる。」³²

[4-3C] 混合型企業結合によって競争が実質的に制限されることとなる場合

①「混合型企業結合後、当事会社それぞれの商品を技術的に組み合わせる…などして市場に供給すること、又は当事会社それぞれの商品を契約上組み合わせて市場に供給したり、当事会社の商品をそれぞれ単独で供給する場合の価格の合計額よりも一括して供給する場合の価格を低い水準に設定して供給すること(以下「組合せ供給」という。)などにより、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる場合がある。」³³

②「また、混合型企業結合の一方当事会社が具体的な参入計画を有していないとしても、仮に他方当事会社の商品市場や地域市場に一方当事会社が単独で又は他の会社と企業結合を行った上で当該市場に参入することが可能であり、実際に参入した場合に他方当事会社の有力な競争者となることが見込まれる場合には、企業結合により一方当事会社の新規参入の可能性を消滅させることとなる結果、当事会社グループが当該商品の価格等をある程度自由に左右することができる状態が容易に現出し得る場合がある。」³⁴

[4-4] 競争圧力

「競争を実質的に制限することとなる」か否かの判断は、「競争を実質的に制限することとなる」ことを妨げる要因(企業結合ガイドラインはこの要因のことを「競争圧力」や「牽制力」等という言葉で表現している)の分析が中心になるところ、競争圧力には多種多様なものがあるため、それらを特定して分類することなく…一斉に分析の対象とすることは、競争圧力の過大評価や過小評価につながるおそれがある。」³⁵「そこで、企業結合ガイドラインは、一定の取引分野の画定の段階で、競争圧力の強弱の程度や競争圧力として作用する蓋然性や即時性の観点から、競争者の市場シェアとして数値化することが適切・可能な競争圧力…とそれ以外の競争圧力…に分類し、前者の競争圧力の範囲の外縁をもって一定の取引分野として画定することとし、後者の競争圧力については…前者の競争圧力とは区別して分析の対象とすることとしている。」³⁶

³¹ アウトサイダーは供給量を増やすが、価格が高い方が利益になるので、市場価格が下がるまでの供給量増加は行わない。

³² 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第5の2。

³³ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第6の2。

³⁴ 同上。

³⁵ 深町正徳編著『企業結合ガイドライン〔第2版〕』73頁(商事法務、2021年)。

³⁶ 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』58頁(商事法務、2014年)。

⇒ これらの競争圧力は、「十分」「十分でない」「限定的」などの評価がなされる。

[4-5] 一方当事会社が近い将来に倒産または市場から退出する蓋然性が高い業績不振企業である場合には、競争を実質的に制限することとなるおそれは小さい。³⁷

[4-6] 効率性の改善

当事会社グループが、企業結合後に

(a) 費用削減(規模の経済性達成、生産設備の統合、工場の専門化、輸送費用の軽減などによる)または研究開発体制の効率化によって、価格低下、品質向上、新商品・新技術の提供をもたらす場合であって、

(b) 当該企業結合よりも競争制限的でない代替手段では実現できない(企業結合固有の効率性である)場合には、

(c) そのような効率性の改善が実現可能である(資料的な裏付けがある)限りにおいて、競争を実質的に制限することとはならない。³⁸

[5] 「問題解消措置」

[5-1] 定義

「問題解消措置(企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合に、届出会社が一定の適切な措置を講じることにより、その問題を解消できるような措置をいう。…)」³⁹

[5-2] 「問題解消措置としてどのような措置が適切かは、個々の企業結合に応じて、個別具体的に検討されるべきものであるが、…事業譲渡等構造的な措置が原則であり、当事会社グループが価格等をある程度自由に左右することができないように…できるものであることが基本となる。」⁴⁰

[5-3] 問題解消措置の手続

①「届出会社は、…審査期間において、いつでも、当委員会に対し、意見書又は審査に必要と考える資料の提出(問題解消措置の申出を含む。)をすることができる。」⁴¹

②「問題解消措置は、…届出事業者から提案され、それを公取委が適当と判断した場合、届出書または届出変更報告書等に記載され⁴²、この措置が実施されれば公取委は法違反としない、という運用がなされている。」「問題解消措置に関する計画のうち重要な事項が行われることとされている期限までに行われなかった場合…には、…排除措置命令発出のための事前通知をすることができる。」⁴³

³⁷ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(8)イ。なお、令和元年12月17日の改定で、「効率的な事業者であっても採算が取れない」ほどに需要量が絶対的に少ないため、「複数の事業者による競争を維持することが困難な場合」には、独占になる企業結合であっても「競争を実質的に制限することとはならないと通常考えられる。」とされた。「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(9)。これは市場からどちらかが退出する蓋然性が明らかになる前に(そこまで待たずに)、企業結合がなくても競争者が1社しか残らない(または誰も残らない)と看做して、弊害発生を否定するものである。

³⁸ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(7)。

³⁹ 「[企業結合審査の手続に関する対応方針](#)」3(3)(平成23年6月14日)。

⁴⁰ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第7の1。

⁴¹ 「企業結合審査の手続に関する対応方針」5(平成23年6月14日)。

⁴² 問題解消措置を届出書に追記する「変更報告書」の方が、届出書の「再提出」よりも一般的ようである。

⁴³ 根岸哲・舟田正之『独占禁止法概説(第5版)』86頁(有斐閣、2015年)。独禁法10条9項1号が根拠規定。